

専決報告第3号

## 専決処分の承認を求めることについて

泉州南消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年7月12日提出

泉州南消防組合管理者 山 本 優 真

専決第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年5月19日

泉州南消防組合管理者 山 本 優 真

泉州南消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を次のように制定するものとする。

泉州南消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

泉州南消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成24年泉州南消防組合条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。